

世田谷区旅館業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行について、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び世田谷区旅館業法施行条例（平成24年3月世田谷区条例第20号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(許可の申請書)

第3条 省令第1条の申請書は、旅館業営業許可申請書（第1号様式）とする。

2 前項の申請書の部数は、正副2通とする。

(営業許可書の交付等)

第4条 区長は、法第3条第1項の規定により許可をしたときは、当該許可に係る旅館業に関する事項を電子計算組織（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）第2条第5号に規定する電子計算組織をいう。）を利用して記録管理し、当該許可を申請した者に旅館業営業許可書（第2号様式）を交付する。

(不許可通知書)

第5条 法第3条第5項の書面は、旅館業営業不許可通知書（第3号様式）とする。

(合併又は分割に係る承継承認申請書等)

第6条 省令第2条第1項の申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併又は分割）（第4号様式）とする。

2 区長は、法第3条の2第1項の承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（合併又は分割）（第5号様式）を交付するものとする。

(相続に係る承継承認申請書等)

第7条 省令第3条第1項の申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続）（第6号様式）とする。

2 区長は、法第3条の3第1項の承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（相続）（第7号様式）を交付するものとする。

(不承認通知書)

第7条の2 法第3条の2第2項及び法第3条の3第3項の規定において準用する法第3条第5項の書面は、旅館業営業承継不承認通知書（第7号の2様式）とする。

(変更の届出)

第8条 記載事項の変更に係る省令第4条の規定による届出は、その変更を証する書類を添付した旅館業営業許可事項変更届(第8号様式)を区長に提出することにより行うものとする。

(営業の停止等の届出)

第9条 営業の全部又は一部の停止又は廃止に係る省令第4条の規定による届出は、旅館業廃止(停止)届(第9号様式)を区長に提出することにより行うものとする。

(宿泊者名簿)

第10条 省令第4条の2第3項第2号の区長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 年齢
- (2) 前泊地
- (3) 行先地
- (4) 到着日時
- (5) 出発日時
- (6) 室名

(社会教育施設等)

第11条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項の都市公園
- (2) 世田谷区立青少年交流センター条例(平成26年12月世田谷区条例第55号)第1条の世田谷区立青少年交流センター
- (3) 世田谷区立郷土資料館条例(昭和39年7月世田谷区条例第37号)第1条の世田谷区立郷土資料館
- (4) 世田谷区立総合運動場条例(昭和41年3月世田谷区条例第20号)第1条の世田谷区立総合運動場
- (5) 世田谷区立千歳温水プール条例(昭和49年4月世田谷区条例第32号)第1条の世田谷区立千歳温水プール
- (6) 世田谷区立多摩川玉堤広場条例(昭和53年11月世田谷区条例第44号)第1条の世田谷区立多摩川玉堤広場
- (7) 世田谷区立教育総合センター条例(昭和63年3月世田谷区条例第24号)第1条の世田谷区立教育総合センター
- (8) 世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)第1条の世田谷区立身近

な広場

(9) 世田谷区立大蔵第二運動場条例（平成21年6月世田谷区条例第29号）第1条の世田谷区立大蔵第二運動場

（浴槽水の水質基準）

第12条 条例第4条第7号アの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

- (1) 濁度が5度以下であること。
- (2) 過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラム以下であること。
- (3) 大腸菌群数が1ミリリットル中に1個以下であること。
- (4) レジオネラ属菌が検出されないこと。

2 区長は、前項第1号又は第2号に掲げる基準につき、これにより難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準を適用しないことができる。

（浴槽水の消毒の方法）

第12条の2 条例第4条第7号カ(エ)ただし書に規定する規則で定める浴槽水の消毒は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- (1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用して行う方法
- (2) モノクロラミンにより行う方法。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。

（構造部分の合計床面積等）

第13条 条例第6条第1号アの規則で定める構造部分の合計床面積は、客室内の寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。

2 条例第7条第1項第2号の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、前項の規定により算定した全客室の合計床面積を合計した面積とする。